

お客様各位

平成 27 年 9 月 18 日
株式会社アステックス
代表取締役 桜井克利

特許に関する訴訟について

謹啓

貴社ますますご清栄の段、お慶び申し上げます。また、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。弊社は東日本大震災を教訓として、全国の非常用発電設備の性能検証に不可欠な負荷装置を全国に配備、安価で高品質な負荷試験環境を整備することを事業使命とし、御共感いただいた様々な分野の方のご支援を頂きながら、事業を進めてまいりました。

先般より、弊社が株式会社辰巳菱機（以下「辰巳菱機」）から、同社の低圧用負荷装置及び高圧用負荷装置の特許を侵害しているとして訴えを受け係争中でしたが、その経過についてご報告申し上げます。

記

1. 低圧用負荷装置の特許侵害訴訟

平成 25 年 11 月 18 日、東京地方裁判所において、弊社の低圧用負荷装置が、辰巳菱機が平成 7 年 6 月 30 日に出願した特許第 3718875 号特許権を侵害するとして提訴されました。弊社は、弊社の低圧用負荷装置が辰巳菱機の当該特許権を侵害しないこと、特許自体が特許申請時に既に公知の技術であり無効であること等を主張し応訴してまいりましたが、平成 27 年 6 月 30 日を経過し当該特許権の期間が既に満了していることや、当該訴訟が長期化することによりお客様に無用のご心配をおかけしてしまうこと等、諸々の事情を総合的に勘案し、紛争の早期解決という政策的な観点から、平成 27 年 9 月 17 日付けにて裁判上の和解をし、解決致しました。

2. 高圧用負荷装置の特許侵害訴訟

平成 27 年 3 月 2 日、東京地方裁判所において、弊社の高圧用負荷装置が、辰巳菱機が平成 7 年 6 月 30 日に出願した特許第 3718874 号の特許権を侵害するとして提訴され、現在係争中です。本件については、弊社の高圧用負荷装置が辰巳菱機の当該特許権を侵害するか否かについて審理されており、弊社としては辰巳菱機の当該特許権を侵害しないものとして強く争い、速やかに紛争を終結するよう引き続き進めてまいります。本件において進捗がありましたら別途ご報告させていただく予定です。

以上

最後に、弊社が掲げる事業使命は多くの方々の人命・財産を守るための有意な事業であることを強く認識し、御支援を頂いている皆様のご期待に沿える様、一日も早く実現するべく努力してまいります所存でございます。

謹白